

伴走支援型特別保証制度

令和3年4月1日に創設された制度です！

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまの資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者の皆さまに対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的として全国統一の保証制度が創設されました。

【伴走支援型特別保証制度の主な特徴】

1 経営行動計画書の策定と伴走支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまが、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者の皆さまに継続的な伴走支援を行います。

2 保証料の一部を国が補助

保証料の一部を国が補助してくれるため、中小企業者の皆さまのご負担が軽減されます。

※条件変更保証料は補助対象外です。詳しくは裏面をご覧ください。

3 フォローアップ

金融機関は、原則として5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。中小企業者の皆さまの経営状況を確認するとともに、経営行動計画書の実行状況の報告を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な経営支援が行われます。

なお、一定の改善があった中小企業者の皆さまについては、フォローアップの回数が年1回となります。

保証条件や宮城県融資制度については裏面をご欄下さい。

経営相談・保証制度のお問合せ先

本店営業部保証一課	Tel.022-225-6421
本店営業部保証二課	Tel.022-225-6422
仙台東支店	Tel.022-783-9021
白石支店	Tel.0224-25-2135
大崎支店	Tel.0229-22-0722
石巻支店	Tel.0225-22-4178
気仙沼支店	Tel.0226-22-1972
経営支援部経営支援課	Tel.022-225-5230

LINE
友だち追加



項目	伴走支援型特別保証制度（略称：伴走特別）	
	全国統一保証制度 伴走支援型特別保証	宮城県 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金
申込人資格要件	<p>次の（１）から（３）のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者の方</p> <p>（１）中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定 SN4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること</p> <p>（２）中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定 SN5号（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること</p> <p>①売上高等減少率が15%以上であること</p> <p>②売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>（３）次のいずれかに該当すること</p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p>	
保証限度額	6,000万円 （部分保証の場合の借入限度額は7,500万円）	
保証割合	（１） SN4号 ：全部保証(100%保証) （２）、（３） SN5号、一般保証 ：責任共有対象（80%保証）	
対象資金	（１）、（２）経営の安定に必要な事業資金（運転資金・設備資金） （３）事業資金（運転資金・設備資金）	
対象金融機関	約定締結金融機関	県との覚書締結金融機関
貸付形式	証書貸付又は手形貸付	
返済方法	一括又は分割返済	
保証期間	10年以内（据置期間 5年 以内）但し、一括返済の場合は1年以内	
保証料率	<p>（１）、（２）借入金額に対し0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合1.05%）</p> <p>（３）借入金額に対し1.90%～0.45%（経営者保証免除対応を適用する場合2.10%～0.65%）</p> <p>※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用されません</p>	
保証料補助	<p>（１）、（２）中小企業者は一律0.2%相当額の負担となります（差分は国が補助します）</p> <p>（３）中小企業者は1.15%～0.2%相当額の負担となります（差分は国が補助します）</p> <p>※条件変更保証料は補助対象外です</p>	
担保	必要に応じて提供していただきます	
保証人	原則、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人を徴求しません。（保証料率が0.2%上乘せとなります。）	
貸付利率	金融機関所定利率（ 利子補給なし ）	（固定）1.60%以下（ 利子補給なし ）
添付資料	①認定書 ②経営行動計画書 ③売上高等減少要件確認書 ④経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）	
取扱期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに 信用保証協会が保証申込を受け付けたもの	